

## 【社会福祉法人のぞみ作業所】

### 身体的拘束適性化のための指針

#### 1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

##### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性があります。利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に重大な影響を招く身体的拘束は、「**緊急やむを得ない場合**」を除き、原則禁止とします。

##### ②身体的拘束を実施する場合

①に掲げる「**緊急やむを得ない場合**」とは、**切迫性**（利用者本人又は他の利用者の生命・身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと）、**非代替性**（身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと）、**一時性**（身体的拘束等の行動制限が一時的なものであること）、以上の、3要件をすべて満たす場合とします。

##### ③利用者及び保護者の同意と個別支援計画への記載

利用者やその保護者に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、個別支援計画にその内容を記載している場合に限り、身体的拘束等を実施します。

#### 2 身体的拘束適性化検討委員会に関する事項

身体的拘束適性化検討委員会は、別に定める**虐待防止委員会規程**第3条4)に則り、虐待防止委員会が兼務し、その構成・責務・開催・実施等も虐待防止委員会規程に定める通りとします。

#### 3 身体的拘束適性化のための職員研修に関する方針

研修は、別に定める**虐待防止のための指針**に掲げる通りとします。

#### 4 身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を身体的拘束適性化検討委員会に報告します。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合には、臨時的に同委員会を招集します。

#### 5 身体的拘束等を実施した場合の対応に関する基本方針

①身体的拘束等を実施した場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を必ず記録します。

②記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行う度に、逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員全員及び関係者の間で直近の情報を共有します。また、この記録は行政の監査においても適正に整備をして閲覧して頂けるようにします。

**6 当該指針の閲覧に関する方針**

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページ等にも掲載して、どなたでもいつでも閲覧できるように広告いたします。

**7 その他虐待防止の適性化推進のために必要な方針**

3で定める研修のほかにも、外部機関により提供される虐待防止・権利擁護に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

令和4年4月1日 制定